

台湾における徳島県インバウンド誘客促進業務仕様書

1 業務名

台湾における徳島県インバウンド誘客促進業務

2 目的

台湾から徳島県へのインバウンド誘客を促進するためには、旅行会社に対する営業等を行い旅行商品を造成してもらうことに加え、一般消費者に対する観光PRを年間を通して計画的かつ継続的に行っていく必要がある。

ついては、台湾において旅行会社やメディア等への継続的かつタイムリーな営業活動を行う現地エージェントの確保に取り組むとともに、台湾の有力旅行博への出展により旅行会社や一般消費者に対するアピール、更にはSNSでの観光情報発信を連携させた取組を実施することにより、徳島県へのインバウンド観光客の誘客促進を目的とする。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務委託内容

(1) 台湾現地エージェント業務

ア 観光情報の提供及びセールス活動

(ア) 旅行会社、航空会社、メディア等に対して、本県の助成金制度、観光情報や観光素材等の提供を行う。(セールス等で使用する観光資料については、徳島県が提供し、受託者において保管、管理すること。)

(イ) 旅行会社等に対して、旅行商品造成のセールスを行う。

(ウ) メディア等に対して、徳島県への送客を促す記事掲載や取材の要請、誘導を行う。

(エ) 現地企業等に対して、徳島県への報奨旅行、研修旅行の要請や誘導を行う。

(オ) (イ)～(エ) 合わせて月5社以上セールスを実施すること。

イ 情報収集活動

以下の項目等について現地聞き取りやインターネット等による情報収集を行い、毎月報告すること。

(ア) 旅行会社の訪日旅行商品の造成状況、送客状況

(イ) 旅行会社の徳島県への訪日旅行商品の造成状況、送客状況

(ウ) 現地での海外旅行に係るトレンド

(エ) 旅行会社、航空会社、メディア等からの徳島県に対する要望

(オ) メディア等の徳島県に関する記事や広告等の掲載状況

(カ) 旅行会社、航空会社に関する情報

ウ コーディネート活動

(ア) 徳島県が台湾において実施する海外セールス活動に対する支援。(訪問先との日程調整、通訳や車両手配等のコーディネートなど)

なお、海外セールスは年間6回程度とし、1回当たりの海外セールスは、最大で8社を2日で回ることとする。

(イ) 徳島県が実施する旅行会社、メディア等の招請活動に対する支援(招請先の選定、招請活動への同行等)

(ウ) 台湾において使用する資料等の翻訳

(エ) 徳島県の依頼する書類、物品等の現地事務所での保管及び保管依頼物の運搬作業を行うこと。なお、保管依頼物は徳島県と協議の上、都度依頼されるものとし、保管依頼物の総容量は3立方メートル以下とする。

エ 台湾の旅行会社招請

(ア) 徳島県内で1泊以上の宿泊を行う旅行商品造成を目的として、旅行会社の社員招請を実施する。

(イ) 被招請者

台湾の旅行会社で徳島県への送客に寄与できうる6社以上を選定し、招請すること。

(ウ) 視察箇所及び行程

徳島の魅力を多角的にPRできる行程となるように徳島県内に4泊5日とし、実施時期及び行程については徳島県と協議の上決定すること。

(エ) 移動手段

国内の移動は、事業用自動車(貸切バス、ジャンボタクシー)もしくは公共交通機関を利用すること。ただし、合理的な理由がある場合は、上記以外の移動手段も可能とするが、道路運送法等各種法令を遵守すること。

(オ) 宿泊、飲食等

a 宿泊施設は1室1名で利用することを基本とする。

b Wi-Fi等のインターネット環境が整備された施設が望ましい。

c 食事は1日3回分(朝、昼、夕の3食)を提供すること。

昼、夕食については、飲物代も含めること。なお、食事の時以外にも毎日飲物を提供すること。

(カ) 通訳者、添乗員等

a 必要に応じて通訳者を1名手配すること。通訳は可能な限り徳島をはじめ四国に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。

b 添乗員を1名手配すること。(通訳と添乗員は兼務しても良いこととする。)

(キ) その他、招請実施に必要な手配を行うこと。

(ク) アンケート

- a 被招請者に電子アンケートを実施すること。
- b アンケートを作成・翻訳・集計・分析・報告しそのデータを提出すること。

(ケ) 情報提供等

事前に本事業の趣旨、テーマ等について、被招請者に説明するとともに、視察先の概要、行程等の参加にあたって必要な情報（視察先のパンフレットや資料等を含む）等について、被招請者に提供すること。

(コ) 安全確保・緊急事態等への対応

- a 視察時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築しておくこと。
- b 旅行中の事故・治療・救援等の費用、あるいは、第三者に対する損害の費用が発生した場合に備えて、被招請者に旅行保険等をかけること。
- c 業務の遂行にあたり、各種法令等を遵守すること。

(サ) 商品造成

旅行会社に対し、本招請を踏まえ旅行商品を造成させること

オ 助成金紹介資料作成業務

台湾チャーター便の就航に併せて、徳島阿波おどり空港直行便を利用した旅行商品造成と同商品の販売促進を図るため、台湾の旅行会社に向けた助成金の利用を促す説明資料作成と助成金申請のサポート体制構築を実施する。なお、本業務は台湾チャーター便が就航する場合に実施すること。

(ア) 助成金紹介資料の作成

- a 徳島県内の団体が有しているインバウンドに関わる「誘客プロモーション助成金」について、助成金申請の流れや要件等をわかりやすく説明した助成金紹介資料（以下、「紹介資料」とする。）を作成すること。
- b 紹介資料は旅行会社の理解しやすい言語（繁体字）及び日本語で作成すること。
- c 紹介資料の利用及び編集権限は委託者に帰属する。受託者は委託者の指示に従い使用できるものとする。

(イ) 助成金申請サポート

- a 徳島阿波おどり空港直行便を活用した旅行商品の造成が見込める旅行会社に対して、紹介資料の送付や申請書類の記載内容確認等のサポートを行うこと。
- b 委託者から旅行会社へ申請内容に関する連絡がある場合、適宜助言等を行うこと。

(ウ) 関係団体との連絡及び調整

本業務及び助成金申請に係る連絡及び調整を指定された連絡先に行うこと。

カ アドバイス、提案業務

- (ア) 徳島県への訪日観光客誘致のために必要な事業（プロモーション等）の提案。
※適宜、報告書やメール等により提案すること。

(2) 台北国際旅行博（以下、「ITF2024」という。）出展業務

ア 開催日

令和6年11月1日（金）から11月4日（月）まで

イ 徳島県ブース出展

- (ア) ITF2024内へのシェルブース2小間以上の出展を行うこと。出展に際しては他の日本関係ブースの出展状況も考慮し、ブースサイズ等の詳細とともに出展予定位置について事前に徳島県と協議の上、出展申込みを行うこと。
- (イ) 出展ブースの施工、装飾、運営管理、各種手配から撤去までの一連の工程を行うこと。ブースの施工に際しては、徳島県の美しい自然、歴史、文化、グルメ等の写真を用いるなど、誘客対象の興味を引くブースデザインとすること。その他、ブース前での観光映像の放映等、来場者が徳島県ブースの魅力を満喫できる企画を提案すること。
- (ウ) 出展ブースのデザイン、レイアウト等の詳細について、徳島県と協議の上決定することとする。なお、出展ブースにおける装飾、造作物について主催者が設ける制限を守り、主催者と業務調整しながら本作業を進めること。
- (エ) ブース内において、徳島県の旅行商品をPRし、販売につながる取組を行うこと。
- (オ) PRに必要なパンフレットやノベルティを以下のとおり企画準備し、配備すること。

○パンフレット

- ・ 徳島県観光パンフレットをデザインし、繁体字で4,000部印刷すること。
- ・ A4カラー両面、表紙2ページ及び本文10ページ程度、カラー両面刷り、厚み90kg程度とすること。
- ・ 台湾市場に対して効果的な観光コンテンツやアクセス、モデルコース等を記載し、視認性に優れたデザイン及びコンテンツ配置になるよう工夫すること。
- ・ デザイン（イラスト作成含む）、レイアウト、翻訳、ネイティブチェック、写真撮影、校正など成果品完成までに発生する費用については受託者負担とすること。なお、発注者が保有するイラスト、写真データについては必要に応じ提供する。
- ・ 開催日ごとに必要数量を準備すること。
- ・ パンフレットの残りは委託者の指定する場所に送付等すること。
- ・ パンフレットに係る著作権は委託者に帰属し、印刷編集可能なデータを納品すること。

○ノベルティ

- ・ 本県ブースを訪問する方に徳島県の台湾向けSNSのフォロー等を条件に配布用のノベルティを2種類、計2,000個製作すること。

- ・開催日ごとに必要数量を準備すること。
- ・ノベルティの残りは委託者の指定する場所に送付等すること。

ウ その他PR

(ア) ITF2024の会場内に設置されるステージにおける観光PRプレゼンテーションなど、ブース出展以外にも徳島県のPR活動を実施すること。

エ ディレクターの手配

(ア) ITF2024でのブース準備、ブース出展運営、主催者等との調整及びブース撤去等本事業を円滑に進めること。なお、ITF2024会場ブース施工日から最終日まで同一のディレクターであることが望ましい。

オ 通訳スタッフの手配

(ア) ITF2024期間中、来場者からの問合せ等に対応するため、開催期間中、現地一般消費者の間で最も広く普及している言語に対応できる通訳者を手配すること。

カ アンケートの作成、翻訳、集計及び分析

(ア) ブース来場者を対象としたアンケート調査、分析を行うこと。サンプル数は4日間で500件以上を目標とする。

(イ) アンケート内容の内容については日本語で事前に発注者に提案し、発注者との協議の上で決定した内容を現地一般消費者の間で最も広く普及している言語に翻訳すること。また、回収したアンケートは集計し、効果分析を行うこと。なお、集計及び分析は日本語に翻訳すること。

キ 関係機関への支払い

(ア) ブース出展料、ブース装飾、PRパンフレット手配、通訳スタッフの手配などの一切の費用について、関係機関等から請求書が発行された場合、受託者は期限内に支払いを行うこと。

(3) SNSを活用したプロモーション

ア Facebookでの情報発信

(ア) Facebookページの情報更新

Facebookページは、以下のページを活用すること。

「徳島旅人案内所」 <https://www.facebook.com/tokushima.tw>

- a 現地言語による情報発信を行い、ネイティブチェックを徹底すること。なお、発信する情報の内容については、毎月、計画を作成した上で、事前に徳島県に提出し、了承を得ることとする。
- b Facebookページにおけるバナー及びプロフィール写真の作成。
- c 更新頻度は、週平均3日以上とする。
- d 発信内容は徳島県に関する情報とする。

- e 徳島県が随時行う情報発信依頼については、日本語原稿を現地語に翻訳の上情報発信を行うこと。この場合においては、当該記事も合わせて週平均3日以上の情報発信と数えて差し支えない。
- f 情報発信の際には効果的にハッシュタグを活用し、徳島県及び徳島県の観光資源の認知度向上を図ること。
- g 他団体や個人のFacebook投稿記事のシェア（ただし、徳島県に関連する記事のみ）も可能とする。

(イ) Facebookを活用した徳島県PRイベント又はキャンペーンの実施

イベント又はキャンペーンの内容について、あらかじめ徳島県と内容を協議の上、実施することとし、実施する際には、事前にFacebook上で告知すること。

(ウ) コメントへの迅速で的確な返信対応

(エ) フォロワー増加目標数の設定と施策実施

- a フォロワー増加目標数を設定し、そのための施策を企画し実施すること。

イ Instagramでの情報発信

(ア) Instagramページの情報更新

Instagramページは、以下のページを活用すること。

<https://www.instagram.com/tokushima.tw/>

- a 現地言語による情報発信を行い、ネイティブチェックを徹底すること。なお、発信する情報の内容については、毎月、計画を作成した上で、事前に徳島県に提出し、了承を得ることとする。
- b Instagramページにおけるプロフィール写真等の作成。
- c 更新頻度は、週平均3日以上とする。
- d 発信内容は徳島県に関する情報とする。
- e 徳島県が随時行う情報発信依頼については、日本語原稿を現地語に翻訳の上情報発信を行うこと。この場合においては、当該記事も合わせて週平均3日以上の情報発信と数えて差し支えない。
- f 情報発信の際には効果的にハッシュタグを活用し、徳島県及び徳島県の観光資源の認知度向上を図ること。
- g 他団体や個人のInstagram投稿記事のシェア（ただし、徳島県に関連する記事のみ）も可能とする。

(イ) コメントへの迅速で的確な返信対応

(ウ) フォロワー増加目標数の設定と施策実施

- a フォロワー増加目標数を設定し、そのための施策を企画し実施すること。

ウ その他本業務に付随する業務等

(ア) 業務遂行上必要な進行管理、連絡調整業務のほか、Facebook及びInstagramの運営において、その他必要となる業務を行うこと。

- (イ) 徳島県に関する情報、投稿に必要となる画像素材等の収集は受託者が行うこと。
- (ウ) 記事等の投稿に当たり使用する写真、動画、イラスト等の素材については、受託者の責任において著作権を有する原作者や作曲者等の仕様承諾を行い、徳島県が後に使用する場合においても問題が生じないようにすること。写真及び動画の使用に際しては肖像権を侵害しないよう努め、疑義が生じた場合には受託者の責任において解決すること。
- (エ) 徳島県の旅行商品のPRを行い、販売につなげられるよう努めること。

5 業務実施報告書の作成

(1) 業務実施報告書

令和6年度中に実施した観光情報の提供及びセールス活動の内容、現地聞き取りやインターネット等により収集した情報などの内容、旅行社招請の結果・分析、台湾市場に対して翌年度以降に徳島県が行うべきプロモーションについての提言、旅行博でのアンケート調査の結果及び記録写真、年間を通じたSNSでの情報発信内容、SNS閲覧者数の推移と目標達成可否についての効果測定、SNS上で受け取ったコメント及びコメントへの対応状況、SNS上で実施したキャンペーン内容等を含めた業務実施年間報告書を提出すること。

なお、写真については、データ形式で納品し、徳島県に対し納品データの使用权を認めること。

ア 提出期限

令和7年3月31日(月)

イ 提出先

郵便番号 770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化政策課インバウンド担当

電話 088-621-2335

メール kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

ウ 規格、部数

A4版カラー冊子1部及び電子データ

6 その他

目的を達成するための効果的な施策がある場合は積極的に提案すること。

事業の実施に当たっては、徳島県と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとし、受託者提案からの修正もあり得る。

また、作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。さらに、徳島県は、業務実施中に随時報告を求めることができることとする。